

**（風紀を害すると思われる用途について）**

○ 左記、「4 協議内容（3）建物用途イ」の風紀を害すると思われる用途は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」における「性風俗関連特殊営業」に該当する以下の内容となります。当該地域は店舗型性風俗特殊営業1～3号営業及び無店舗型性風俗特殊営業1号営業については、本来、規制地域ではありますが、これまで当該地域で違法営業が行われていたことから、本協議指針において重ねてお願いをしています。

- **店舗型性風俗特殊営業**
  - ・ ソープランド（1号営業）
  - ・ ファッションヘルス（2号営業）
  - ・ ストリップ劇場・個室ビデオ等（3号営業）
  - ・ ラブホテル（4号営業）
  - ・ アダルトショップ（5号営業）
- **無店舗型性風俗特殊営業**
  - ・ デリバリーヘルス（受付所を設けて営む者を含む）（1号営業）
  - ・ アダルトビデオ等通信販売（2号営業）
- **映像送信型性風俗特殊営業**
  - ・ インターネット等利用アダルト画像送信営業
- **店舗型異性紹介営業**
  - ・ テレホンクラブ
- **無店舗型電話異性紹介営業**
  - ・ ツーショットダイヤル、伝言ダイヤル

**【参考】地域規制について（神奈川県）**

○店舗型性風俗特殊営業、店舗型異性紹介営業の営業禁止及び広告制限の区域・地域		
営業種別	区域	地域
1号営業	初黄・日ノ出町地区街づくり協議区域では禁止	
2号営業		
3号営業		
4号営業	次に掲げる施設の敷地の周囲 200メートル以内の区域 ◎学校、図書館、児童福祉施設 ○病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、博物館、公民館、都市公園、専修学校及び各種学校 ○青少年の健全な育成を図るための施設（旅館業法施行条例第1条第1項第7号に基づき知事が指定した施設と同じ） * 広告制限区域にあつては上記施設の建設予定地を除く * ◎は法律事項、○は条例事項	[営業禁止地域] 商業地域以外の地域
5号営業		[広告制限地域] 住居専用・住居地域（準住居地域を含む。）
店舗型電話異性紹介営業		商業地域以外の地域
○無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業の広告制限区域・地域		
営業種別	区域	地域
1号営業	初黄・日ノ出町地区街づくり協議区域では禁止	
2号営業	上欄「店舗型性風俗特殊営業の『区域』」に同じ	商業地域以外の地域
アダルト画像送信営業		
無店舗型電話異性紹介営業		
○無店舗型性風俗特殊営業(1号営業 デリバリーヘルス)にかかわる受付所営業の営業禁止区域・地域		
受付所営業	区域	地域
	上欄「店舗型性風俗特殊営業の『区域』」に同じ	
		県下全域